SuMiTRUST

年金ニュース

ニュース内容

法令改正 | パブコメ | 社保審

2024年2月29日

三井住友信託銀行
年金業務推進部

INDEX

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第32回）の開催について

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第32回）の開催について

POINT

- ✓ 2/27に社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。
- ✓ 同部会では、「健全化法（＊）への対応について」及び「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（案）」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。
- ✓ 引き続き同部会の動向を注視してまいります。
- ✓ 本件に関して特段ご対応いただく事項はありません。

（＊）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

- ■ 2024年2月27日、「第32回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」が開催されました。
- ■ 同部会では、「健全化法への対応について」及び「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（案）」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

■ 事務局からの主な説明内容は以下のとおりです。

（詳細は、資料リンクに掲載されている、資料をご参照ください。）

1. 健全化法への対応について

・厚生年金基金の仕組み
・健全化法附則の検討規定
・健全化法附則第2条への対応について
・第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（令和6年1月29日開催）での議論
・存続厚生年金基金を解散又は他の企業年金制度等に移行させる際の論点

2. 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について

・（視点1）国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築
・（視点2）私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備
・（視点3）制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備

■ 各委員やオブザーバーからの主な意見は以下のとおりです。

＜健全化法への対応について＞

- 厚生年金基金制度は一定の役割を終えた制度であり、公的年金にも影響する制度であること、また存続時の行政コストやDBとの比較による税制の不公平感等を考えると、代行返上を促す方向性には賛同したいが、受給権が保護され、労使判断が最大限尊重されるように、確りと議論をつくすにあたって必要な期間を設けるべき
- 厚労省は基金と対話し、労使の検討状況の把握を踏まえ、本部会で議論すべき
- 移行時の懸念点について、過去代行返上した基金が労使でどのように議論をして移行をしたのか、事例を教えてほしい
- 存続基金は継続基準・存続要件は満たしている一方で、一部、非継続基準を満たしていない基金があるため、当時の特例解散のような移行を促す措置を設けるべき
- 健全化法の議論に至った制度改正の経緯を重視する必要がある。また、健全化法には健全な基金を強制的に解散させる規定は無いものの、原則としては解散・移行を求めるものであろうと理解している。そのうえで、「財政状況に大きな懸念が無い」ということが存続の理由となるかを議論すべき
- 存続時の行政コストや制度改正の経緯に対しての妥当性、公平性、継続可能性、また移行・解散時の事業主のコスト、加入者・受給者に生じる不利益等を具体的にシミュレーションのうえ比較検討して、存続基金の理解を促すのが良いのではないか
- 労使を尊重すべきだが、公的年金と関係があるので国が積極的に労使合意に関与して誘導することも許されるのではないか
- 代行返上時の制度設計の問題、税制の取り扱いの違いをどう埋めるかは工夫の余地があると思いつつも、既に代行返上した基金はそれを乗り越えてきているので、過去との公平性の観点も必要ではないか
- 存続基金の財政状況は存続基準を満たし、モニタリングも問題ない。一律廃止となると受給権保護等について詳細検討しなくてはいけないため、強制的に解散移行を求めるのは得策ではない

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

＜社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について＞

- 年金部会との合同開催となった第30回の部会で示された公的年金を踏まえた上での私的年金の立場、公的年金と私的年金の役割分担の考え方の検討状況など、総論について明記すべき
- DCの拠出限度額については、「(公的年金と私的年金を合わせて)退職前給与の6割」という考え方に基づいて設定されているため、この考え方の根拠・背景にさかのぼって本質的な議論を行うべき

その他、個別のテーマに対して追記や修正を求める意見がありました

＜今後の議論の方向性について＞

- 公的年金制度や過去の議論を踏まえて、企業年金・個人年金の在り方を考えるべきであり、貯蓄から投資へ振り向けるといった結論ありきで議論を行うべきではない
- 制度だけでなく、実務的な観点から議論が必要
- 現状の議論の中では受給権保護の視点が不十分だと感じる

■ なお、部会長より、今回の部会が議論の中間整理作成前の最後の意見確認の場であるとの説明がありました

■ また、次回開催の議題および日程は別途連絡されるとのことです

(ご参考)

- 第32回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について(ペーパーレス開催)
- 資料

＜本件のご照会先＞
ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved